

○茂原市まちづくり条例に関する基本的な考え方

(仮称) 茂原市まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 情報の共有（第5条－第7条）

第3章 市民参加のまちづくり（第8条－第13条）

第4章 市民自治の仕組み（第14条－第17条）

第5章 協働（第18条）

第6章 ひらかれた議会（第19条－第24条）

第7章 行政運営の基本原則（第25条－第37条）

第8章 実効性の確保（第38条）

附則

私たちの茂原市は、千葉県ほぼ中央部に位置し、一宮川などの水利と温暖な気候に恵まれ、緑豊かな景観と農村文化を育んできました。

近年は、農業に加えて、豊富な地下資源である天然ガスを利用した「煙の出ない工業都市」として、九十九里地域最大の商業、工業、教育などの中心として発展してきました。

昭和27年、1町6村が合併して茂原市が誕生し、昭和47年には本納町と合併して、現在の茂原市の姿になりました。

私たちは、この歴史ある文化と自然を大切に保存しながら、人々のつながりを大切に、自立した地域社会を築き、「開かれた、誰もが自由にまちづくりに参加できるまち茂原」を目指しています。

戦後からいわゆる「高度経済成長期」までの時代は、日本全体が所得倍増、経済成長を目指しており、茂原市も例外ではなく、都市インフラの整備で土地購入など積極的に投資してきました。バブル経済崩壊後、世の中の状況が変わったにもかかわらず、その変化に対応できなかったため、平成13年度の茂原市の借金は約958億円（平成13年度一般会計予算は約266億円）と大きく膨らんでしまいました。（平成24年度末の残高見込みは約630億円、平成24年度一般会計予算は約258億円）

そして、特に、土地開発公社などの債務負担が約170億円と巨額であり、行財政運営の硬直化と

議会のチェック機能不全が最大の原因と思われませんが、現在も市の財政負担となって行政サービスの低下を招いています。

市民についても、行政から茂原市の財政悪化について分かりやすく説明が行われなかったこともあり、危機的状況について気が付かなかったため、まちのことにあまり関心を持ちませんでした。

小中学校の耐震化は遅れている、子ども医療費助成が県内最低レベル、可燃ゴミ袋の値段が県内最高水準など、様々な面で市民生活を圧迫し、しばらくして市民がその原因に気が付いたときには、市の財政は破綻寸前状態になっていました。

現在、市では「財政健全化計画」を推進しています。5年・10年後に住んでよかったと思えるように、市民・行政・議会が協働でまちづくりに参加することが最も重要になってきています。

当然のことながら、茂原市は色々な価値観を持った人々が暮らしています。複雑な社会の中で、地方分権、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代を生きていくためには、市民一人ひとりが自ら考え、意見表明し、参加し、決定する「市民自治」がまちづくりの原点であり、必要です。

私たちは、茂原市市民憲章の基本理念および市民自治の精神のもと、自分たちのまちの課題を、市民・議会・市や団体・企業等のまちづくりの担い手が、情報を共有し、自由に参加し、まちづくりの課題について話し合い、共通の目的を持って協働しながら、その課題に対する新しい取り組みや工夫などについて議論し、実行することが必要です。

このためには、それぞれが持っている情報を共有するための仕組みや参加の方法、協働の考え方などを、仕組みとして条例で定めておく必要があります。

この条例により、市民、市および議会との関係が限りなく水平となり、信頼と緊張感のある市民参加のまちづくりが可能になります。

そして、この条例が「茂原市まちづくり条例」であり、茂原市の市民自治によるまちづくりの基本であることを、ここに宣言いたします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市及び議会は、他の条例、規則な

どの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人及び市内において事業または活動を行う個人または法人その他の団体を言います。
- (2) 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）及びこれに属する職員を言います。
- (3) 市民自治 自らの地域をよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことを言います。
- (4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を言います。
- (5) 協働 市民、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを言います。
- (6) 参加 市民が、まちづくりにおいて、市及び議会の計画立案段階からその実施あるいはその評価について積極的に意見を述べ、行動に加わることを言います。

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

第2章 情報の共有

(市政に関する情報の共有)

第5条 市及び議会は、市政への市民の参加が促進されるよう、計画立案段階から市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。

- 2 市民自治によるまちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有します。
- 3 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。
- 4 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。

ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。

(個人情報保護)

第6条 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講ずるものとします。

(説明責任・応答責任)

第7条 市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとします。

2 市は、市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答するものとします。

3 市長は、行政運営に関し要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、要望等の内容を取りまとめ、公表するものとします。

第3章 市民参加のまちづくり

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。

3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。

(市民の役割)

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。

(参加の機会の保障)

第10条 市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。

2 市は、市民の意見や提言を求め、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。

(男女共同参画によるまちづくり)

第11条 市民自治によるまちづくりへの参加は、男女がお互いを尊重し、共同で参加するものとします。

(子どもの参加の機会の保障)

第12条 市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見等の公募)

第13条 市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重します。

2 市長は、意見公募等の仕組みを充実し、公募の結果を市民に分かりやすく公表します。

第4章 市民自治の仕組み

(まちづくりと地域コミュニティ)

第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。

(地域コミュニティの育成・支援)

第15条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。

2 市は、市民や地域コミュニティに対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとします。

(地域におけるまちづくり)

第16条 地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。

(住民投票)

第17条 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。

2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。

第5章 協働

(協働によるまちづくり)

第18条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。

2 市は、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。

第6章 ひらかれた議会

(議会の役割と責務)

第19条 議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市の合議による意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるように努めるものとします。

2 議会は、市政の適正な執行を確保するため、行政の監視、評価機能及び政策立案機能を果たすものとします。

3 議会は、市民の議会への関心が高まるようにするために、積極的に啓発活動、広報活動に取り組むものとします。

(議員の責務)

第20条 議員は、議員相互の自由な討議を活発に行い、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の生活向上を目指して、まちづくりのための調査研究を強化し、活動するものとします。

2 議員は、活動報告会等や市民との意見交換の場をつくり、意思の把握に努めるとともに、常に自己の見識を高めるために努力し、市民の意見を実現するため議案を提出するなど誠実に職務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとします。

(議会に対する市民の権利)

第21条 市民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴、議会報告会や公聴会などに積極的に参加し、議会や議員が市民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。

(市民の議会参加)

第22条 議会は、予算や議決案件を審議する際は、内容を深め充実させるとともに市民の意見を反

映させるために、一般公募市民、利害関係者や学識経験者又は専門家の意見を聴取する機会として、議会主催の公開による公聴会等を開催するものとします。但し、審議会等での審議を経て答申された案件は除くものとします。

2 議会は、審議し議決した内容や審議経過等を、自ら市民に報告・説明する機会として、議会報告会を開催するものとします。

3 議会は、市民等が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けるものとし、その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとします。

4 議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその理由を付して通知するものとします。

(議会情報の公開)

第23条 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后30日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりを発行します。

2 議会は、各議員の本会議や委員会、協議会、部会等における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表します。

(議事の公開)

第24条 議会は、本会議、委員会、協議会、部会等の会議を公開し、審議経過、議決の内容、政策の争点や政策効果等の情報を積極的に公表し、開かれた議会運営を行います。

2 議会は、傍聴しやすいような日、時間の設定や新しいメディアの利用等、開かれた議会運営を行います。

第7章 行政運営の基本原則

(市長の役割と責務)

第25条 市長は、市民の目線に立ち、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営に努めるとともに、効果的・効率的で質の高い市政を執行する責務を有します。

2 市長は、議会に政策研究および審議に必要な次に掲げる情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体で類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたる効果及び費用

3 市長は、社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な定員管理と能力および適性に応じた職員の採用、登用および配置に努めるものとします。また、職員の総合的かつ専門的な政策形成能力と市民等との協働によるまちづくりに必要な資質の向上のため、職員研修の機会を設けるなど、その育成に努めます。

(執行機関・公営企業管理者の役割・責務)

第26条 市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するとともに、市長と相互に連携し、効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとします。

(災害対策)

第27条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民および防災関係機関と連携を図るものとします。

(職員の役割と責務)

第28条 職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民とともにまちづくりを行う意欲を持って、常に従来の方法にとらわれず、さまざまな手法で誠実かつ効率的に職務にあたるものとします。

2 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って質の高いサービスの提供を行うものとします。

3 職員は、自らの能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。

(市政の自浄)

第29条 市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを職員が知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとします。

2 市長は、職員が前項の行為を行ったことにより不利益を受けることがないように、適切な措置を講じるものとします。

(行政組織の整備)

第30条 市は、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るなどの組織体制を整備し、効率的な組織運営を行うものとします。

(総合計画等)

第31条 市は、まちづくりを行うため、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。なお、基本構想は議会の議決を経るものとします。

2 市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合性を図るものとします。

3 市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参加するために必要な措置を講じます。

4 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。

5 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。

(財政運営)

第32条 市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。

2 市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、市民に分かりやすく速やかに公表するものとします。

(監査)

第33条 監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査（行政監査）するものとします。

2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

(行政評価)

第34条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度についての行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させなければなりません。

2 市長は、評価しようとする政策等の特性に応じて、市民および学識経験者による評価の仕組みを整備しなければなりません。

(政策法務)

第35条 市は、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）を適切に制定または改廃する手続きを行うものとします。

2 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、その趣旨を適切な方法で公表するものとします。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。

（行政手続）

第36条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明するものとします。

（国等との連携）

第37条 市は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。

第8章 実効性の確保

（委員会の設置）

第38条 この条例の実効性を確保する仕組みとして、公募市民を過半数とする「評価のための市民委員会」（以下、「委員会」と表記する）を設置します。

2 委員会は、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。

附 則

市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。